

## ○豊郷小学校旧校舎群の管理運営に関する規則

(平成 21 年 4 月 13 日教委規則第 6 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、豊郷小学校旧校舎群設置条例（以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、豊郷小学校旧校舎群（以下「施設」という。）の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 豊郷町の休日を定める条例（平成元年条例第 32 号）に規定する休日
- (2) 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。
- (3) 豊郷町立図書館については、豊郷町立図書館の管理運営に関する規則（平成 7 年教委規則第 6 号）の定めるところによる。

(使用時間)

第 3 条 施設の使用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備および原状復旧に要する時間を含むものとする。
- 3 豊郷町立図書館については、豊郷町立図書館の管理運営に関する規則（平成 7 年教委規則第 6 号）の定めるところによる。

(管理運営)

第 4 条 施設の管理運営は、豊郷町教育委員会が行う。

(使用の申請)

第 5 条 施設の使用許可を受けようとするものは原則として、豊郷小学校旧校舎群使用許可申請書（様式第 1 号）を使用する 30 日前から前日までに教育長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 6 条 教育長は、前条の許可をするときは、豊郷小学校旧校舎群使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消および中止)

第 7 条 教育長は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、または中止を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請によって使用の許可を受けたとき。
- (2) 許可の条件に反したとき。

(3) その他特別の事由が生じたとき。

(使用料の納付)

第8条 使用料は、豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例(昭和39年豊郷町条例第10号。)に定めるところによる。

2 使用料は、第5条に定める申請書提出時に納付しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1(第5条関係)

許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

許可書

[別紙参照]